

秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用

(令和元年６月２７日整－７６５)

秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における農業農村整備運用を次のとおり定める。なお、農業農村整備工事においては、通期の週休２日により実施する。

第２条関係（定義）

- 秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第２条（３）①の「現場作業等」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。
- 要綱第２条（３）①の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

- 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事又は工種を含む工事（営農活動、交通規制等で完成・現場引渡し時期の制約がある工事）
- 要綱第２条（４）の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - 工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間
 - 工事全体を一時中止している期間
 - 対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇として６日間、７月、８月又は９月を含む工事では夏期休暇分として３日間
 - 余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

第３条関係（休日）

- 毎月の履行報告書に勤務状況確認表を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。各種様式については以下のとおり提出させること。

なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

提出資料	分類	通期の週休２日 (現場閉所)	通期の週休２日 (交替制)
履行報告書		別紙３-１	別紙４-１
勤務状況確認表		別紙３-２	別紙４-２

第４条関係（対象工事及び発注方式）

- 要綱第４条第１項の「週休２日に適さないと判断した工事（別に定める工事）」とは、次のいずれかに該当する工事とする。

①災害復旧工事

②製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事

(週休2日制工事の指定の解除)

- 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

(発注方式の指定)

- 3 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは次のとおりとする。

①農業農村整備事業については、「発注者指定型」による発注を原則とする。

②現場閉所困難工事については、①によらず、「受注者希望型」での発注ができるものとする。なお、発注者は特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとする。記載内容は別紙1及び別紙2のとおりとする。

◎：原則、○：選択

分類 選択要件	指定の有無	通期の週休2日 (現場閉所)	通期の週休2日 (交替制)
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○

(その他)

- 4 その他の取り扱いについては、次の①及び②のとおりとする。

①特記仕様書には、別紙1のとおり記載するものとする。

②現場説明書（条件明示）には、別紙2のとおり記載するものとする。

第5条関係（工事成績評定）

- 1 週休2日不履行については、施工計画書に添付されている工程表にて判断し、契約時に提出する工程表では判断しないものとする。

第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

第7条関係（工事費の積算）

- 1 「別に定める積算方法」について、農業農村整備工事における積算は、次のとおり実施するものとする。

(1) 発注者指定型

工事発注時より、現場閉所による4週8休以上の達成を前提とした補正係数(別表1)を労務費、機械経費(賃料)、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)に乘じるものとする。

なお、工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、別表1のとおり補正を行わずに減額変更するものとする。

(2) 受注者希望型

当初は週休2日の補正係数は考慮せず、最終の変更契約時に、現場閉所及び休日率の達成状況に応じた補正係数(現場閉所:別表1、休日率:別表2)を乘じるものとする。

なお、工事完成直前において、現場閉所率及び休日率の達成状況が、4週8休に満たない場合は、各経費の補正は行わない。

3 市場単価の補正係数は別表3による。なお、現場閉所による週休2日及び完全週休2日を行った工事において適用し、交替制の場合は補正対象外とする。

4 土木工事標準単価の補正係数は別表4による。なお、現場閉所による週休2日及び完全週休2日を行った工事において適用し、交替制の場合は補正対象外とする。

第8条関係(その他)

(工期設定及び施工計画書等)

1 週休2日制工事の実施においては、余裕を持った工期設定を行うものとする。

2 施工計画書及び実施工程表については、4週8休以上を考慮したものを提出させるものとする。

3 各種参考様式(別紙3-1、3-2、4-1、4-2)については契約後、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則(令和元年6月27日整-765)

この通知は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和2年2月14日整-2129 一部改定)

この通知は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和2年5月7日整-280 一部改定)

この通知は、令和2年5月10日から施行する。

附 則(令和2年9月10日整-1002 一部改定)

この通知は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年6月1日整-477 一部改定)

この通知は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年9月21日整-1099 一部改正)

この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月11日整-2381 一部改正)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日整－２５２２ 一部改正）
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月１５日整－１２３４ 一部改正）
この通知は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２３日整－２６２８ 一部改正）
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年９月１９日整－１１４３ 一部改正）
この通知は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１８日整－１９８ 一部改正）
この通知は、令和６年５月１日から施行する。

附 則（令和６年８月２６日整－１０５０ 一部改正）
この通知は、令和６年１０月１日から施行する。

【参考】週休２日制工事の現場閉所または交代制における各費用の補正の有無については、下記表のとおりとする。なお、４週８休未満の場合は、各種補正は計上しない。

分類 補正対象	現場閉所	交替制
労 務 費	○	○
機械経費(賃料)	○	—
共 通 仮 設 費 率	○	—
現 場 管 理 費 率	○	○
市 場 単 価	○	—
土木工事標準単価	○	—

別表１ 現場閉所率による補正係数（現場閉所による週休２日を行う場合適用）

	4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労 務 費	補正なし	1.02	
機械経費(賃料)		1.02	
共 通 仮 設 費 率		1.02	
現 場 管 理 費 率		1.05	
現 場 閉 所 率	28.5%未満	28.5%以上	

別表２ 休日率による補正係数（交替制による週休２日を行う場合適用）

	4週8休未満	4週8休以上
労 務 費	補正なし	1.02
現 場 管 理 費 率		1.01
休 日 率	28.5%未満	28.5%以上

別表３ 市場単価の補正係数（現場閉所による週休２日を行う場合のみ適用）

名称	区分	補正係数	
		４週８休未満	４週８休以上 完全週休２日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		補正なし	1.02
鉄筋工（ガス圧接）			1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置		1.00
	撤去		1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置		1.02
	撤去		1.02
防護柵設置工（落石防護柵）			1.01
防護柵設置工（落石防止網）			1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置		1.00
	撤去		1.02
道路標識設置工	設置		1.00
	撤去・移設		1.02
道路付属物設置工	設置		1.01
	撤去		1.02
法面工			1.01
吹付砕工			1.01
軟弱地盤処理工			1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工			1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工			1.02
橋面防水工			1.01

別表４ 土木工事標準単価の補正係数（現場閉所による週休２日を行う場合のみ適用）

名称	区分	補正係数	
		４週８休未満	４週８休以上 完全週休２日
区画線工		補正無し	1.02
橋梁塗装工			1.01
構造物とりこわし工	機械		1.02
	人力		1.02
コンクリートブロック積工			1.02
排水構造物工			1.02
鋼製排水溝設置工			1.02

※各単価の端数処理は別表５のとおり

別表 5 週休 2 日制工事の補正における端数処理

別表 1 における週休 2 日の達成状況に応じた補正係数を各経費に乗じる際の端数処理は、次によるものとする。

1. 労務費

- ・ 整数止め（小数 1 位四捨五入）

2. 機械経費（賃料）

- ・ 整数部 3 桁以上の場合：有効数字 3 位止め（有効数字 4 位四捨五入）
- ・ 整数部 2 桁以下の場合：整数止め（小数 1 位四捨五入）

3. 市場単価

- ①市場単価（補正前）
- ②週休 2 日の補正係数
- ③週休 2 日の補正後単価
- ④加算率（Sn）
- ⑤補正係数 1（Kn）
- ⑥補正係数 2（Tn）
- ⑦全ての補正後単価

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = \textcircled{3}$$

$$\textcircled{3} \times (\textcircled{4} \times \textcircled{5} \times \textcircled{6} \text{の端数処理後の数値}) = \textcircled{7}$$

※③は整数止め（小数 1 位四捨五入）

※④×⑤×⑥は小数 2 位止め（小数 3 位四捨五入）

※⑦は整数止め（小数 1 位四捨五入）

4. 土木工事標準単価

- ①土木工事標準単価（補正前）
- ②週休 2 日の補正係数
- ③補正係数（Kn）
- ④全ての補正後単価

$$(\textcircled{1} \times \textcircled{2} \times \textcircled{3} \text{の端数処理後の数値}) = \textcircled{4}$$

※①×②×③は有効数字 4 位止め（有効数字 5 位切捨）

※④は整数止め（小数 1 位四捨五入）

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第 1 章 総則

項 目（節）	内 容
第14節 週休 2 日制工事の対象	発注者指定型の場合 ・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」に基づき行うこと。 受注者希望型の場合 ・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 ・ 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日又は交替制の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」に基づき行うこと。

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

第 11 節 その他

3 その他条件
（週休 2 日制工事）

発注者
指定型

- その他の条件は次のとおりです。
- 本工事は、労務日、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。
なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」によるものとします。
- 工期内において、4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直します。4 週 8 休に満たない場合は補正は行いません。

受注者
希望型

- その他の条件は次のとおりです。
- 本工事は、週休 2 日を推進するため、週休 2 日又は交替制を希望する工事である。
なお、週休 2 日の補正は行っていない。
- 工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直します。なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」によるものとする。